

第4部

資料編

1. 策定経過
2. 計画策定体制
3. 郡上市総合計画審議会設置条例
4. 郡上市総合計画審議会委員名簿
5. 総合計画策定委員名簿
6. 職員総合計画起草委員会名簿
7. 総合計画策定事務局
8. 用語の説明

1. 策定経過

(平成 26 年)

- 7月
 - ・庁議にて計画策定方針検討
 - ・第1回職員総合計画起草委員会（市長講話、役員選出、策定方針説明）
- 9月
 - ・郡上市合併・市制施行10周年記念シンポジウム開催
- 11月
 - ・第1回郡上みらい会議（テーマ：みらいに向かって郡上は何をすべきか）
※市民参加による「郡上みらい会議」を開催し計画策定に向けた市民の生の声を収集
 - ・第2回職員総合計画起草委員会（研修）
 - ・職員総合計画起草委員会6分科会を随時開催（～平成27年12月）

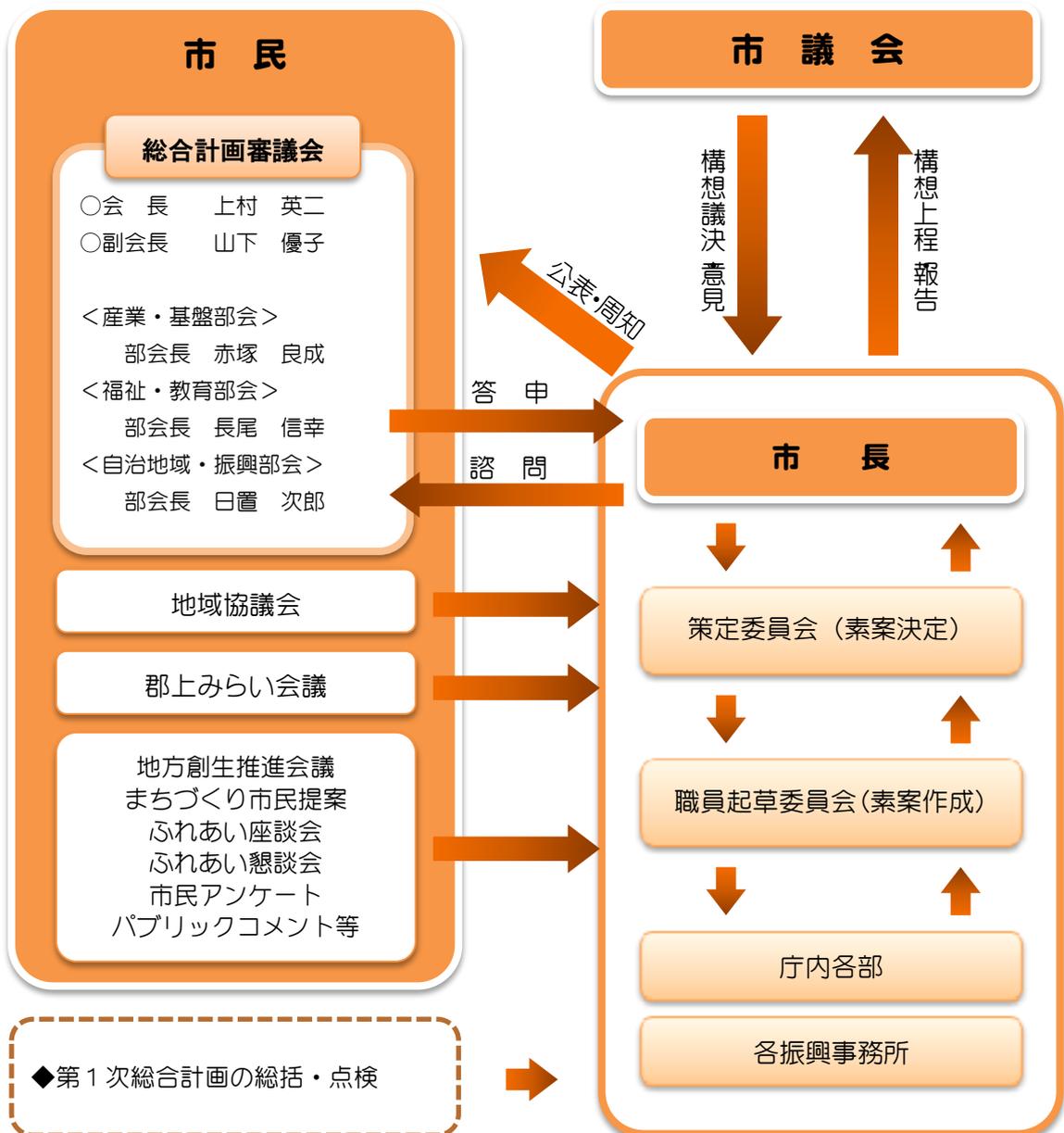
(平成 27 年)

- 1月
 - ・第2回郡上みらい会議（テーマ：郡上市の人口問題について）
- 2月
 - ・第3回郡上みらい会議（テーマ：災害から身を守るためには）
- 3月
 - ・第4回郡上みらい会議（テーマ：空き家の問題について）
 - ・総合計画審議会委員公募（公募期間3月1日～18日）
- 5月
 - ・第1回地方創生推進会議（委嘱、役員選出、策定方針説明）
- 6月
 - ・第1回総合計画審議会（諮問、委嘱、役員選出、策定方針説明）
 - ・第5回郡上みらい会議（テーマ：10年先の郡上をデザインする）
※第5回から郡上みらい会議の運営を市民協働センターに委託。会議のテーマ設定時から市民目線の意見を取り入れて実施。
 - ・地方創生推進会議 産業雇用・交流移住部会 1回開催
子ども子育て・基盤健康福祉部会 1回開催
 - ・第3回職員総合計画起草委員会
- 7月
 - ・第1回総合計画策定委員会
 - ・第2回総合計画審議会（部会設置、部会役員選出）
 - ・総合計画審議会 産業・基盤部会 2回開催
福祉・教育部会 1回開催
自治・地域振興部会 1回開催
 - ・地方創生推進会議 産業雇用・交流移住部会 2回開催
子ども子育て・基盤健康福祉部会 1回開催
 - ・まちづくり高校生アンケート実施
- 8月
 - ・第6回郡上みらい会議（テーマ：仕事と働き方の未来図）
 - ・総合計画審議会 産業・基盤部会 1回開催
福祉・教育部会 2回開催
自治・地域振興部会 2回開催
 - ・郡上市まち・ひと・しごとに関する市民アンケート実施
 - ・地方創生推進会議 子ども子育て・基盤健康福祉部会 1回開催
- 9月
 - ・第7回郡上みらい会議（テーマ：アイツ郡上に（帰って）きたらしいぞ）
 - ・第8回郡上みらい会議（テーマ：郡上でもっと子育て）
- 10月
 - ・第2回地方創生推進会議（意見とりまとめ）
 - ・郡上市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン、総合戦略策定
 - ・夢論文表彰式（応募総数2,502点<一般63点・児童生徒2,439点>）
- 11月
 - ・第9回郡上みらい会議（テーマ：女性の活躍とみらい）
- 12月
 - ・第2回総合計画策定委員会（職員総合計画起草委員会計画案報告）
 - ・市議会総務常任委員会、全員協議会で計画検討案を説明

(平成 28 年)

- 1 月 ・ 第 3 回総合計画策定委員会
- ・ 総合計画審議会 産業・基盤部会 2 回開催
- 福祉・教育部会 2 回開催
- 自治・地域振興部会 2 回開催
- ・ 第 3 回総合計画審議会 (各部会報告、答申とりまとめ)
- ・ 総合計画審議会が答申 (25 日)
- ・ パブリックコメント実施 (1 月 27 日~2 月 10 日)
- 3 月 ・ 市議会で第 2 次総合計画「基本構想」議決 (18 日)

2. 計画策定体制



3. 郡上市総合計画審議会設置条例

平成16年3月1日
条例第32号

(設置)

第1条 郡上市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、郡上市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

4. 郡上市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	住所	区分	役職・所属部会
上村 英二	高鷲町	学識経験を有する者	会長、自治・地域振興部会
山下 優子	八幡町	学識経験を有する者	副会長、福祉・教育部会
清水 敏夫	明宝	市議会の議員	自治・地域振興部会
田中 康久	大和町	市議会の議員	福祉・教育部会
池戸 正美	八幡町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
石田 五秀	明宝	学識経験を有する者	産業・基盤部会
奥村 義雄	大和町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
井俣 潤	白鳥町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
棚橋 信互	八幡町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
上村 悟	高鷲町	学識経験を有する者	福祉・教育部会
五味川眞澄	八幡町	学識経験を有する者	福祉・教育部会
松井 清治	八幡町	学識経験を有する者	福祉・教育部会
古池 孝文	八幡町	学識経験を有する者	福祉・教育部会
福手 保成	八幡町	学識経験を有する者	自治・地域振興部会
山下 健	大和町	学識経験を有する者	福祉・教育部会副会長
長尾 信幸	八幡町	学識経験を有する者	福祉・教育部会長
小倉喜代子	美並町	学識経験を有する者	福祉・教育部会
村瀬英里子	白鳥町	学識経験を有する者	産業・基盤部会
西脇 洋恵	明宝	学識経験を有する者	産業・基盤部会
日置 次郎	八幡町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会長
三浦 愛子	大和町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会副会長
有井 弥生	白鳥町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
植村恵里子	高鷲町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
古川 昭文	美並町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
山中佐代美	明宝	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
蒲 敏裕	和良町	市長が必要と認める者	自治・地域振興部会
前田 真哉	白鳥町	市民公募	産業・基盤部会副会長
周戸 勝	白鳥町	市民公募	産業・基盤部会
大坪 照雄	八幡町	市民公募	福祉・教育部会
赤塚 良成	大和町	市民公募	産業・基盤部会長

5. 総合計画策定委員会委員名簿

氏名	補職名
鈴木 俊幸	副市長 【委員長】 (～平成28年2月15日)
青木 修	教育長
長岡 文男	議会事務局長
田中 義久	市長公室長 【副委員長】
三島 哲也	総務部長
羽田野博徳	健康福祉部長
下平 典良	農林水産部長
山下 正則	商工観光部長
古川甲子夫	建設部長
平澤 克典	環境水道部長
尾藤 康春	市民病院事務局長
藤代 求	国保白鳥病院事務局長
川島 和美	消防長
佐藤 宗春	会計管理者
細川 竜弥	教育次長

6. 職員総合計画起草委員会委員名簿

氏名	所属部署	役職	分科会区分
谷口 昌広	市長公室情報課		①産業・雇用
兼山 隆司	農林水産部農務水産課		
松山 由佳	農林水産部林務課 (H26年度)		
畑中 義史	農林水産部林務課 (H27年度)		
河島 孝典	農林水産部畜産課	サブリーダー	
酒井 義文	商工観光部観光課	リーダー	
服部 良久	商工観光部商工課		

氏名	所属部署	役職	分科会区分
林 亮	総務部総務課		②環境・防災・社会基盤
野々村明裕	環境水道部環境課		
木嶋 靖幸	環境水道部水道総務課		
明松 修司	環境水道部水道工務課	サブリーダー	
鷺見 悟	建設部建設総務課	リーダー (H27)	
和田 幸宏	建設部都市住宅課 (H26 年度)	リーダー (H26)	
福手 雅紀	建設部都市住宅課 (H27 年度)		
和田 知生	建設部建設工務課		
池戸 淳晋	消防本部消防課		
垣本 紀江	健康福祉部社会福祉課ひまわり教室	サブリーダー	③健康・福祉
小澤久美子	健康福祉部児童家庭課	副委員長	
北田 浩隆	健康福祉部高齢福祉課	リーダー	
上村 恵	健康福祉部健康課		
野田 恵生	健康福祉部保険年金課 (H26 年度)		
蓑島 誠意	健康福祉部保険年金課 (H27 年度)		
蟹 宣靖	総務部総務課		
浦 樹	国保和良診療所		
佐藤 円	市長公室企画課 (H26)		
和田 幸宏	市長公室企画課 (H27)		
蓑島 康史	総務部市民課	サブリーダー	
上村喜代治	教育委員会教育総務課		
河合 辰之	教育委員会社会教育課 (H26 年度)		
池戸 浄二	教育委員会社会教育課 (H27 年度)		
永井 伸幸	教育委員会学校教育課		
正儀原昌宏	教育委員会スポーツ振興課	リーダー	
齋藤 貴代	議会事務局議会総務課		⑤自治・まちづくり
茂住 弘樹	市長公室秘書広報課 (H26 年度)		
河合 倫行	市長公室秘書広報課 (H27 年度)		
鷺見 一久	市長公室企画課	(兼事務局)	
加藤 光俊	総務部総務課	委員長、リーダー	
和田 義則	総務部財務課 (H26)		
松山 忠樹	総務部財務課 (H27)		
武藤 千輝	総務部税務課		
佐々木彰利	会計管理者会計課	サブリーダー	

氏名	所属部署	役職	分科会区分
山下 修司	市長公室企画課地域振興担当 (H26)	(兼事務局)	⑥地域振興
和田 透	市長公室企画課地域振興担当 (H27)	(兼事務局)	
山田 眞吾	大和振興事務所振興課 (H26)		
高橋 幸代	大和振興事務所振興課 (H27)		
鷺見 英樹	白鳥振興事務所振興課	サブリーダー	
杉山 芳和	高鷺振興事務所振興課	リーダー	
早川 繁彦	美並振興事務所振興課		
末武 大吉	明宝振興事務所振興課 (H26)		
高田 和範	明宝振興事務所振興課 (H27)		
川尻 憲児	和良振興事務所振興課 (H26)		
松井 隆浩	和良振興事務所振興課 (H27)		

7. 総合計画策定事務局

氏名	所属部署	補職名	備考
田中 義久	市長公室	室長	
乾 松幸	市長公室	次長(地方創生統括)兼企画課長	
石田紀美江	市長公室企画課	主幹	健康・福祉分科会
増田 昭彦	市長公室企画課	課長補佐	環境・防災・社会基盤分科会
入木田瑞樹	市長公室企画課	企画調整係長	産業・雇用分科会
和田 隆男	市長公室企画課	主任主査	教育・文化・人づくり分科会
山下 修司	市長公室企画課	地域振興担当係長	地域振興分科会 (H26)
和田 透	市長公室企画課	主任主査	地域振興分科会 (H27)
鷺見 一久	市長公室企画課	主査	自治・まちづくり分科会

8. 用語の説明

索引	用語	解説
あ	ICT (アイ・シー・ティー)	情報通信及び情報通信におけるコミュニケーション技術の総称。 (Information and Communication Technologyの略)
	アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区	国の総合特区制度による、国際戦略総合特別区域として指定された地域で、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成することを目標として、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県をエリアとするもの。
	安全・安心メール	郡上市が市民に向けて、防犯情報、気象情報、避難勧告などの様々な情報を個人の携帯電話にメールで送信するサービスのこと。
い	一時預かり	入園されていないお子さんで、保護者の就労や病気、育児疲れの解消などに対応するため、お子さんを一時的に保育園・認定こども園で預かる制度。
	イノベーション	新しい切り口や新しい捉え方、新しいアイデアなどから新たな価値を生み出し、幅広い分野での大きな変革することを意味するもの。
	異業種連携	異なる業種の企業等が連携すること。
	医療の適正利用	軽症や不急患で休日夜間医療・救急医療を受診しないことや、症状に応じ必要な時に受診すること。
う	ハイリスク者	気分がひどく落ち込んだり、毎日の生活に充実感がなく、以前は楽にできていたことがおっくうになる状態が続いている人。または、わけもなく疲労感があり、自分が役に立つ人間だと思えない状態が続いている人。
え	延長保育	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる制度。
	沿道林修景整備	公道沿いの森林を伐採し、雪害、台風等によるライフライン確保及び道路沿いの環境整備を行うもの。
お	公の施設	住民の福祉を推進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設。(道路、公園、学校など)
か	介護入所施設	介護保険適用の介護サービスが受けられる施設。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設がある。また有料老人ホームやグループホーム等もある。
	学習指導要領	文部科学大臣が定める小学校・中学校・高等学校・特別支援学校などの教育課程の大綱的基準。
	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)	モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する日本、アメリカなど12か国による包括的な経済連携協定。
き	ぎふクリーン農業	岐阜県が推進する生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業。具体的には、有機物を有効に活用した土づくりを行い、環境への負荷の大きい化学肥料・化学合成農薬を、慣行栽培(平成6年)に比べて30%以上削減した栽培。
	岐阜証明材推進制度	岐阜県において木材を利用する方が容易にかつ安心して岐阜県産材を利用して頂くことを目的に、林業・木材産業事業者と岐阜県とが一体となって、合法的に伐採された岐阜県産材「ぎふ証明材」の生産及び流通の履歴証明を行う制度。
	ぎふすこやか健診	岐阜県後期高齢者医療広域連合が75歳以上の高齢者に実施する健康診査。
<	郡上学	郡上学とは、ふるさとの歴史、文化、自然、産業等を調査研究し、講義、体験、実践などを通して楽しく学び、郡上のもつ魅力や価値、課題などを幅広く認識しながら、ふるさとへの愛着を高めるとともに、郡上としての一体感を醸成し、魅力あるふるさとづくりに取り組めるよう資質や能力の向上を図るもの。

索引	用語	解説
く	郡上かるた	郡上の歴史・民俗・人物・史跡・名勝・社寺・産業・自然・くらし等を紹介し、郷土の歴史・文化・地理の要点を学べる郷土かるた。平成 23 年度に完成。絵札の原画は郷土芸術家水野政雄氏によるもの。
	郡上市行政改革大綱	行政を取り巻く環境の変化、合併による課題や厳しい市の財政状況等に適切に対応していくために定めた行政改革の指針。
	郡上市雇用対策協議会	優秀な人材の市外への流出を防ぎ、労働力を確保するために地元高校生、市外の大学などの学生に地元企業の PR や地元就職に向けての支援・啓発活動をする。協議会は趣旨に賛同する市内の企業で構成されている。
	郡上市市民協働指針	市民協働の基本原則や仕組みのあり方を定めた指針。郡上市まちづくり市民会議での議論を基に平成 21 年度に策定した。市民協働の分野、領域、形、役割と責任、進め方等について記載している。
	郡上市住民自治基本条例	「市民が主人公のまちづくり」を進めるための基本的なルールで、まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、市長等それぞれの役割、市民参画の仕組みなどを定めている。市民参画によって市民の手づくりで原案が作られた条例で平成 26 年 3 月 27 日施行。
	郡上市男女共同参画推進会議	男女共同参画に関する意識啓発、郡上市男女共同参画プランの見直しや施策提言等を行う市民組織。
	郡上ブランド	郡上市内で生産から加工などを経て、最終的に消費者へ安全に届ける仕組みづくりと、その後の管理がされている製品。
こ	子育てサポーター	子育てに関する指導や支援、子育て交流事業の企画・運営を担う人材のこと。
	コミュニティビジネス	まちづくりや商店街の活性化など、地域が抱える課題を地域の資源（人材、施設、資金等）を活用してビジネス的な手法で解決しようとする取り組み。
さ	再生可能エネルギー	資源に限りある化石燃料に対し、自然の中で繰り返し生み出されるエネルギーであり、発電分野、熱利用分野において太陽光、水力、風力、廃棄物、バイオマス等をエネルギーとして利用するもの。
	里山文化	「里山」と呼ばれる空間において、人と自然との関わりの中で形成されてきた文化。里山は都市や集落の近くにある山のすそ野から田畑が広がる里にかけての一角を指し、そのような場所は多様な生物の生息・生育空間であると同時に、その恵みを利用した人間の生活・生産活動を通じて様々な生活文化が育まれてきた。明宝歴史民俗資料館には、この地域の人たちが山仕事や農業など里山での生産活動に使っていた様々な道具類が国の重要民俗文化財「明方の山村生産用具」として多数展示されている。
	サテライトオフィス	勤務者が遠隔で勤務を行うことができるよう情報通信の設備を整えたオフィスのことをいう。
	産学官連携	企業や自治体が、技術や高度な専門知識を持つ大学等や公設試験研究機関等と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。
	産業観光	食品サンプルなど、元々地域の産業であったものが観光資源となったもの。
	し	GAP（農業生産工程管理）
市政モニター制度		モニターを委嘱して、手紙、電子メールなどの通信手段により、市民より意見を聴き市政に反映していく制度のこと。
実質公債費比率		市全体における借入金の返済に係る負担の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。
指定管理者制度		民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人、その他の団体が行う制度。

索引	用語	解説
し	ジビエ料理	狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣を使った料理。主にフランス料理としての用語。
	市民アイデア講座	市民が、長年にわたって学んできた知識・経験・ノウハウを活かして自らが講師となつての講座の企画、また、自分たちで学びたいと思う講座を企画するなど、市民主体で運営していただく講座。
	市民協働センター	「市民」と「行政」を対等な立場で調整する第三者的な役割を果たす機関。市民協働によるまちづくりを推進するため、市民、NPO、地域づくり団体などが活動する際の相談や情報提供、調整などの様々なサポートを行うほか、市からの協働事業の受託等を行う。平成24年7月開設。
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区制度は文化財保護法に定められた文化財制度の1つで、市町村の主体性を尊重し、都市計画と連携しながら歴史的集落や町並みの保存と整備を行うもの。市町村で指定した『伝統的建造物群保存地区』の中で特に価値が高いと国から選定されたものが『重要伝統的建造物群保存地区』である。県内では郡上市郡上八幡北町、高山市三町、高山市下二之町大新町、白川村萩町、美濃市美濃町、恵那市岩村本通りの6か所がある。
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動組織のこと。
	循環型社会	社会に必要な天然資源において、再利用の割合を高めることで資源やエネルギーの損失がないことを目指す社会システム。鉱物資源のみならず、農・林・水産資源の有効活用から、風力や太陽光などの自然エネルギーの活用まで、幅広い分野にわたる取り組みが考えられる。
	消防団災害等支援団員	火災や災害等において、元消防団員等としての経験を活かして、地元で不足する消防力を補完するために任用する消防団員。公務災害補償については、消防団員同様の適用を受ける。行事、訓練など、平常の活動には参加しない。
	食育	食育基本法において、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」、「様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。
	食生活改善推進員	食生活の改善に取り組むボランティアで、戦後に全国展開された栄養指導の流れを受け継いで、昭和45年に全国組織が発足した。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、食生活の改善を通じた健康なまちづくりと、家族や地域のみなさんの健康を願い、健康づくりの案内役として活動している。
	職務行動評価	地方公務員法第23条の2の規定に基づき、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績及び職員の執務に関して見られた能力及び適性を、統一的に記録することで人事管理上の基礎資料とし、もって公務能率の発揮及び増進を図ることを目的として行うもの。
	人権擁護委員協議会	市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員で組織する協議会。
	森林認証制度	森林が適正に管理されていることを独立した第三者機関が認証し、そこから生産された木材・木製品にラベルを付けることにより、消費者の選択的な販売を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組み。
	森林の集約化	小規模な森林所有者の森林をまとめ、一括して間伐、伐採等を行うこと。個々に行うよりも効率的に行え、コストダウンが可能となる。
す	水源涵養	雨水を吸収して水源を一定に保ち、洪水や渇水を緩和する働きのこと。侵食を防ぎ、土砂災害の防止という面でも効果がある。

索引	用語	解説
せ	世界農業遺産	世界農業遺産（GIAHS：Globally Important Agricultural Heritage Systems、ジアス）は、地域環境を生かした伝統的な農業農法を核とし、それにより育まれた農村文化、生物多様性、景観が守られた土地利用などを世界的に重要な「農業システム」として一体的に維持し、次世代に継承していくことを目指し、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。平成 27 年 12 月 15 日に、郡上市を含む長良川上中流域が「清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～」として認定された。
	全国瞬時警報システム（Jアラート）	地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国から情報を送信し、市の防災行政無線を活用するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するもの。「Jアラート」は通称。
そ	創業塾	事業を新しく始める人を対象に、専門講師から創業についての知識などを学ぶ事業。
た	確かな学力	基礎的な知識・技能、知識・技能を活用し自ら考え判断し表現する力、学習に取り組む意欲などを含め、幅広い学力を育てること。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	ダンボールコンポスト	基材を入れたダンボール箱に生ごみを入れて堆肥化することをいう。
ち	地域団体登録商標	地域ブランドの保護による地域経済の活性化を支援するため制度化された「地域名＋商品・役務の名称等」からなる文字商標のこと。
	地域のおじさん・おばさん運動	地域のみなさんに「地域のおじさん・おばさん」として登録していただき、地域の子どもは地域で守り育てるといった連帯感と教育力を高める活動。
	地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）	大学等が自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援する国の事業で、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としている。（center of community の略）
	着地型観光	今までの旅行の主流であった市外の旅行業者等発地側で企画する観光に対し、受け入れ側で企画したプランによる観光を着地型観光という。ありきたりの企画ではなく、特色ある企画となることが多い。
	チャレンジ支援資金融資	創業や異業種進出の方のために資金を融資する制度。
て	定員適正化計画	職員数の適正化を図るための計画。類似団体の職員数の状況など、現状分析を行うとともに、IT 化等に伴う事務事業の効率化、組織・機構の簡素合理化、外部委託の活用等により、「最少の職員数で最大の効果をあげる」ことを目指す計画。
	テレワーク	ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
	伝統的建造物	伝統的建造物群保存地区制度においては、保存対象となる建造物と工作物を指す。伝統的建造物となる基準は、保存対策調査等を踏まえ当該地区の特徴によって決めることができる。伝統的建造物には修理への補助制度や税制優遇措置などがある。
と	都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープランをいう。

索引	用語	解説
に	任意予防接種	予防接種法に定めのないワクチンによる予防接種、及び法定年齢外での予防接種で、被接種者本人の希望で実施するものである。
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられることを目指して、状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものであり、医療や介護の専門職が手をつなぐ仕組みをいう。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後の経営目標を明確に定めた農業経営改善計画書を作成提出し、その計画内容が市町村基本構想に合致すると認められた意欲のある農業経営者。
の	農地の団地化	農地や栽培する農作物を1ヶ所に集約し、作業などの効率化を図ること。
	農地利用集積	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りのこと。
は	白山文化	白山の山麓に位置する岐阜、石川、福井の三県一帯に広がる、白山信仰を基盤とする生活文化の総体を指している。狭義には、白山信仰を指して使われることもあるが、正しくは、この地域一帯にみられる信仰をはじめ、学問、芸術、道徳、政治、法律などの生活における複合体のことである。用語そのものは、白山文化の里整備構想（昭和63年～平成15年）を進めた旧白鳥町の命名による。
	パブリックコメント制度	意見公募手続。公的な機関が規則、命令、計画等を制定しようとするときにその案を公表し、広く市民の意見や情報、改善案などを求める手続をいう。
ひ	光化	ケーブルテレビ等の情報通信基盤で使用しているHFC方式(Hybrid fiber-coaxial：光-同軸ケーブル併用)をFTTH方式(Fiber To The Home：光ケーブル戸別引込)に変更すること。
	病児・病後児保育	病気や病気の回復期など、集団生活が困難な時期に、仕事の都合などで家庭で保育できない保護者に代わって、お子様を一時的にお預かりする制度。
ふ	フィルムコミッション	映画やテレビドラマなどの撮影を支援するもので、映画やテレビドラマなどで撮影地が紹介されることにより、魅力を伝えることができ、新たな誘客に繋がることから、市ではエキストラやロケ候補地・撮影協力団体を募集している。
	ふるさと郡上会	郡上に関心がある方、あるいは郡上をもっと楽しみたい方のための登録制の会員制度。市内施設の割引優待、情報誌の発行、特産品の発送等のサービスを実施。また、郡上市交流・移住推進協議会による移住相談窓口の通称。
	ふるさと寄付制度（ふるさと納税制度）	任意の地方自治体に寄付することで、一定の範囲で寄附金に対応した税額控除を受けることができる制度。郡上市ではこの制度を「ふるさと寄附」制度と名付け、PR活動を展開している。平成27年度より市外からの寄附者に対する返礼品の送付を開始した。
ほ	放課後児童クラブ	保護者が仕事で昼間家庭にいない小学生を放課後や夏休み等の学校休校日に、保護者に代わって児童を預かるクラブ。
み	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度	港区内(東京都)で建てられる建築物等に国産材の使用を促すことで、区内での二酸化炭素固定量の増加と国内の森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的とした制度。
	みんなでやらまいか！郡上の元気やる気条例	郡上市の産業振興について、事業者、市民、市、議会等の役割を明らかにして、産業振興の基本となる事項を定め、みんなで郡上市の経済の活性化に寄与することを目的として、平成27年3月に制定。
も	木質バイオマス	バイオマスとは、再生可能な(化石資源を除く)生物に由来する有機物でエネルギー源として利用可能なもので、木質バイオマスは木材からなるもの。主な利用方法として薪ストーブなどがある。
	モデル・テレワーク・ハウス	ICT技術者の移住促進やICT産業の雇用創出の基盤づくりを目的とした、テレワーク型ワークスタイルの魅力を伝える発信拠点。

索引	用語	解説
も	モンキー犬	農作物に被害をもたらすサル等を追い返すため訓練された犬のこと。
や	役割達成度評価	地方公務員法第 23 条の 2 の規定に基づき、職員が設定した個人目標とその達成度に関して、統一的に記録することで人事管理上の基礎資料とし、もって公務能率の向上及び業務改善を図ることを目的として行うもの。
ゆ	U I J ターン (ユ・アイ・ジェイターン)	U ターンは、都市で生活している人が郷里に戻って定住すること。I ターンは、郷里以外の地方へ移住すること。J ターンは、郷里までは戻らず途中あるいは同じ県内などへ移住すること。
	遊休農地	農地法上の用語で、主に、現時点で耕作されておらず、今後も耕作される見込みの無い農地のこと。作付されていても、収穫できない荒れた状態の農地も含む。
	ユネスコエコパーク (生物圏保存地域)	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生を重点として国連教育科学文化機関(ユネスコ)が認定するもの。生物圏保存地域(BR: Biosphere Reserves)に、より親しみをもってもらうため、日本国内ではユネスコエコパークと呼んでいる。
よ	幼保一体化	就学前に通わせる教育施設である「幼稚園」と、保育が必要な子を預かる児童福祉施設である「保育園」の機能を一体化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を進めることをいう。
り	療育	障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
れ	連携型中高一貫教育	中学校と高校との「連携」を強め、一貫した教育活動によって、「滑らかな接続」と「きめ細やかな指導」を可能にする。また、6年間の一貫した教育を行う中で、学校教育における教育内容・方法を改善させ、生徒の個性の伸長を図り、中等教育の質の向上を図る。
ろ	路網	森林内にある公道、林道、作業道の総称
わ	W i - F i	Wireless Fidelity の略で、無線 LAN の国際規格を使用した機器間の相互接続が可能であることを示す。

第2次 郡上市総合計画

平成28年3月

発行

郡上市

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-1711
e-mail : kikaku@city.gujo.gifu.jp

編集

市長公室 企画課
